

(平成22年3月3日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認函館地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額（13万4,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間①の標準報酬月額に係る記録を13万4,000円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成8年3月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年12月1日から7年1月1日まで
② 平成8年2月28日から同年3月1日まで

A社に勤務していた期間の給料支払明細書を持っているが、申立期間①は、平成6年12月だけ前後の月と比べて厚生年金保険料が多く引かれているのはおかしいので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

申立期間②については、社会保険事務所(当時)で記録を確認したところ、同社の資格喪失日が平成8年2月28日とされているが、私は、同年2月29日まで勤務しており、2月分の厚生年金保険料も控除されているので、同年2月についても被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき

標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人の所持する給料支払明細書において確認できる保険料控除額から、申立期間①は、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は不明としているが、i) 申立人の所持する給料支払明細書によれば、申立期間①とその前後の月では、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は2等級の差が生じていることが確認できるものの、申立人が入社した平成5年4月以降、申立期間①後の7年3月まで、固定的賃金(時給)の変動は無かったことも確認できることから、申立期間①については、標準報酬月額の改定が行われる場合の要件には合致しておらず、オンライン記録でも、事業主による報酬月額変更の届出が行われた形跡は見当たらないこと、及びii) オンライン記録では、6年10月1日付けで行われた定時決定の標準報酬月額は11万8,000円であることが確認できるところ、当該標準報酬月額は、給料支払明細書で確認できる報酬月額を基に算定した標準報酬月額と一致することから判断すると、事業主が11万8,000円を標準報酬月額として届け出たものと認められ、その結果、社会保険事務所は、給料支払明細書の厚生年金保険料控除額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②については、申立人が所持する給料支払明細書及び事業主から提出された申立人に係る平成8年2月のタイムカードにより、申立人がA社に同年2月29日まで勤務し、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立期間②の標準報酬月額については、給料支払明細書で確認できる平成8年2月の報酬月額から、9万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行につ

いて、事業主は「申立人の資格喪失日をどのように届け出たかは不明であるが、厚生年金保険料の納付は口座振替により行っていたので、納付されているはずである。」としているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い上、オンライン記録における申立人の資格喪失日は、雇用保険の記録における離職日の翌日である平成8年2月28日となっており、社会保険事務所及び公共職業安定所の双方が誤って記録したとは考え難いことから、事業主は同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和8年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年8月23日ころから37年7月1日ころまで
ねんきん特別便を確認したところ、A社に二度勤務したことがあるはずなのに、二度目の勤務期間しか厚生年金保険の記録が無かった。記録の無い一度目の勤務期間は、昭和35年8月23日ころから37年6月30日ころまでである。厚生年金保険料控除の事実を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時は小学生であった当時の事業主の子の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人がA社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、適用事業所名簿によると、当該事業所は昭和39年10月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しており、申立期間当時は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、当時の事業主は既に亡くなっており、当該事業所が平成13年7月24日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった時点の事業主は「当時、私は経営に携わっておらず、会社や申立人に係ることは一切分からない。」と供述していることから、申立人の勤務実態や厚生年金保険料控除については確認することができない。

さらに、申立人が申立期間当時一緒に勤務していたとする同僚のうち、生存及び所在が判明した一人に照会したものの回答は得られず、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、当該事業所が厚生年金保険の

適用事業所に該当した昭和 39 年 10 月 1 日と同日付けで被保険者資格を取得したことが確認できる者のうち、生存及び所在が判明した一人は「私は昭和 39 年ころに働き始めた。私が働いていた当時は厚生年金保険が掛かっていたと思うが、それ以前のことは何も知らない。」と供述しており、申立期間当時の当該事業所の従業員数や厚生年金保険料の控除については確認できない。

加えて、申立人は厚生年金保険料の控除に関する具体的な記憶が無い上、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。